

## 平成 26 年度 「長寿科学研究開発事業」委託に係る仕様書

### 1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（長寿科学研究開発事業）」

### 2. 事業の目的

我が国の高齢化の進展状況に鑑み、また団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年における医療・介護ニーズの爆発的増大を見込んで、長寿科学研究開発事業（以下、本事業という）は、介護保険制度の持続可能性の確保及び医療・介護の連携の推進に寄与することを主目的とする。

具体的には、高齢者に特徴的な疾病・病態等に着眼し、介護予防や健康保持のための複合的・総合的な治療のアプローチを目指す。

### 3. 事業の概要等

上記目的を達成するため、主な事業内容として、下記の 5 分野において研究を行う。

（なお、詳細は「平成 26 年度厚生労働科学研究公募要項」による）

1. 膝痛・腰痛・骨折等、虚弱（フレイル）に関する高齢者介護予防のための研究
  - ・ 要介護者の増加を抑制するため、要介護状態に至る高齢者のリスク因子を解明する
  - ・ 既存のコホートでの疫学的手法に基づく調査研究を優先的に採択する
2. 高齢者の摂食嚥下・栄養に関する地域包括的ケアについての研究
  - ・ 在宅や介護施設入所の高齢者の摂食嚥下の機能が低下した場合、また胃ろう造設者が退院する場合など、多職種による多面的な口腔・栄養ケアが必要であるが、地域に根付いた形でのサービス提供の効果的なあり方が示す研究
  - ・ 食べる機能が低下した高齢者への支援体制をはじめとし、地域における高齢者の予防から終末期にかけて、切れ目のない効果的な地域支援のあり方を検討すること
  - ・ 地域包括ケアシステムの流れにおいて、行政、NPO、事業者、研究機関、教育機関等が協働する多面的なプログラムを提示すること
  - ・ 研究の採択にあたっては、多くの市町村と協働した実績を有し、市町村との連携体制が構築されており、速やかに実証研究を実施することのできる研究を優先的に採択する
3. 在宅医療・看護を推進するための研究
  - ・ 在宅医療及び在宅看護に必要な技術の発展に資する研究
  - ・ 在宅医療を実践する医療機関等との連携体制が構築されており、新規技術の開発から普及までを速やかに実施できる研究を優先的に採択する。

#### 4. 地域づくりによる介護予防を推進するための研究

- ・ 市町村が地域づくりによる介護予防の取組を実施できるように支援する研究
- ・ 多くの市町村と協働した実績を有し、市町村との連携体制が構築されており、速やかに実証研究を実施すること

#### 5. 地域包括ケアシステムの構築に向けて市町村の連携・機能を強化するための研究

- ・ 市町村が地域づくりによる介護予防の取組を実施できるように支援する研究
- ・ 研究の採択にあたっては、多くの市町村と協働した実績を有し、市町村との連携体制が構築されており、速やかに実証研究を実施することのできる研究を優先的に採択

#### 4. 予算額

1 課題あたり上限 20,000 千円程度

(若手育成型は 1 課題あたり上限 3,000 千円程度)

#### 5. 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日 (火) (予定) から平成 27 年 3 月 31 日 (火) までとする。

#### 6. 成果物

研究報告書 10 部 (A4 版)

#### 7. 納入期限

平成 27 年 3 月 31 日

#### 8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省老健局老人保健課

#### 9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

- ・ 研究成果が今後の厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか

(イ) 研究の独創性・新規性

- ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

- ・ 実現可能な研究であるか
- ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか

(エ) 研究者の資質、施設的能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか

- ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか
- イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）
- ・ 政策形成の過程などに活用される可能性がある内容かどうか
  - ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
  - ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか
- ウ 総合的に勘案すべき事項
- (ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であることを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- (イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

## 10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

### 11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

- ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。
- イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。
- ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。
- エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。
- オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

### 12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省老健局老人保健課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省老健局老人保健課と協議の上、決定する。